

「大阪 IR 区域整備計画」認定申請に同意しないことを求める陳情書

大阪 IR カジノ誘致に対する陳情書を大阪市会議長宛に 3 通出した。表題は 3 月 7 日提出の陳情書。先に「同意」が維新・公明により可決されたので、「一事不再議」で議決不要扱いに。都市経済委員会を傍聴していて、怒りが膨張した。陳情書を紹介する。

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画（案）」に対する第 1 回説明会（1 月 7 日）に参加して、疑問な点を聞こうと挙手しましたが、時間切れで発言できませんでした。もういちど説明会に申し込みましたが、新型コロナ感染拡大のため中止となりました。公聴会でも意見を述べたかったのですが、都合がつきませんでした。パブリック・コメントも提出しましたが、残念ながら通り一編の回答であり、私の疑問に答えた説明はありませんでした。

2 月 25 日に出された大阪弁護士会「会長声明」も次のように指摘しています。「特定複合観光施設区域整備法第 9 条 7 項において、都道府県等は、計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされ、同法についての参議院附帯決議においても、同計画の作成等において、公聴会等の開催や情報開示を通じ、住民の合意形成に努めることとされているが、大阪府・市の区域整備計画案作成に向けた対応は上記法律等の要請を満たすものとは到底いえない。」このように大阪 IR 計画案は、手続き上も重大な問題があります。

大阪 IR 計画案の経緯などを調べるために、数回にわたり IR 推進局と港湾局に情報公開請求をしてきました。入手した資料を読みすすむと、昨年 2 月 12 日の戦略会議で大阪市が IR 土地関連費用を負担するという異例の決定したことが分かります。3 月の募集要項修正を経て、当初からの IR 事業者が決定されます。IR 推進局と IR 事業者との協議経過は、議事録が公開されていないので不明ですが、その後の経過から IR 用地対策の公費負担など事業者の要求通りに推移してきています。

2 月 15 日に締結された「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書」概要では、IR 用地の土地課題の実施・費用負担について、次のように記載しています。「土地課題対策費用（地中障害物撤去、土症汚染対策、液状化対策に要する費用）は 2022 年 2・3 月市会で債務負担行為の議決が行われることを条件に市が負担（中略）市が合理的に判断する範囲で支払うものであることを事業用定期借地権設定契約等で規定」。なぜか概要しか公表されていないので、あらためて情報公開請求していますが、まさに IR 事業者の要求通りの協定書と言えます。

手続き上の問題だけでなく、大阪 IR 計画案には不明な点も多く、35 年以上にわたる事業計画としては欠陥があると言わざるをえません。大規模事業に焦りは禁物です。

- 1 大阪市の将来に重大な影響を及ぼす IR 計画案は慎重かつ徹底した審議を行うこと。
- 2 市民合意を得られない不透明かつ拙速な「区域整備計画」認定申請に同意しないこと。

(2022 年 3 月 29 日)